

令和8年（フ）第45号

埼玉県戸田市大字新曽1852の4
破産者 有限会社カナメブックス

- 1 決定年月日 令和8年7月13日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和8年（フ）第322号

埼玉県川口市並木三丁目17番3号1階
破産者 株式会社ディーアイエス

- 1 決定年月日 令和8年7月13日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年（フ）第2467号

東京都港区台場1丁目3番4―3002号
破産者 新日本開発合同会社

- 1 決定年月日 令和8年7月13日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第8432号

千葉県松戸市稔台7丁目2―17 1階、商業
登記簿上の本店所在地東京都江戸川区中葛西
8丁目21番18号 丸銀ビル1階
破産者 株式会社ワントップ

- 1 決定年月日 令和8年7月13日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第2280号

千葉県松戸市小金原6丁目9番地
破産者 株式会社メディカルプロモーション

- 1 決定年月日 令和8年7月13日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第2281号

東京都墨田区錦糸2丁目13番3号 内山ビル
1F
破産者 株式会社プレミックス

- 1 決定年月日 令和8年7月13日
 - 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 - 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第2282号

千葉県松戸市小金原5丁目7番地の43
破産者 株式会社中村商店

- 1 決定年月日 令和8年7月13日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第4500号

大阪府吹田市岸部中3丁目13番6―202号
破産者 株式会社フェリーチェリンクス

- 1 決定年月日 令和8年7月13日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第4763号

大阪市北区大淀中3丁目11番2号
破産者 株式会社フレーム

- 1 決定年月日 令和8年7月13日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第5571号

大阪市西区新町4丁目1番14号HK新町ビル
2階
破産者 株式会社Daifuku House

- 1 決定年月日 令和8年7月13日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第1039号

大阪府箕面市西小路4丁目9番19号の7
破産者 合同会社MDI

- 1 決定年月日 令和8年7月13日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第589号

兵庫県尼崎市水堂町二丁目40番34号
破産者 宝楨テクノス株式会社

- 1 決定年月日 令和8年7月13日
 - 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 - 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和7年（フ）第1263号

広島県東広島市高屋町白市721番地の15
破産者 栄進建設工業株式会社

- 1 決定年月日 令和8年7月13日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

広島地方裁判所民事第4部

令和7年（フ）第55号

福岡県田川市大字伊田2054番地
破産者 岡崎商事有限会社

- 1 決定年月日 令和8年7月13日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

福岡地方裁判所田川支部

令和8年（フ）第497号

東京都青梅市黒沢一丁目75番地
破産者 株式会社ETHOS

- 1 決定年月日 令和8年7月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第558号

横浜市保土ヶ谷区仏向町1037番地1ビュー
コート仏向1―1棟707号
破産者 株式会社匠コーポレーション

- 1 決定年月日 令和8年7月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

横浜地方裁判所第3民事部

令和7年（フ）第340号

福井市中央一丁目14番9号
破産者 株式会社アルミナ

- 1 決定年月日 令和8年7月14日
 - 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 - 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 福井地方裁判所民事部破産係

令和8年（フ）第8号

福井県あわら市舟津第50号1番地1、商業登
記簿上の本店所在地福井県あわら市温泉三丁
目901番地

破産者 株式会社セイマチ（旧商号：泰平閣株
式会社）

- 1 決定年月日 令和8年7月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

福井地方裁判所民事部破産係

令和8年（フ）第76号

福井市高柳一丁目1601番地
破産者 株式会社高岡

- 1 決定年月日 令和8年7月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

福井地方裁判所民事部破産係

令和7年（フ）第52号

長野県須坂市大字小河原657番地1
破産者 株式会社已代志

- 1 決定年月日 令和8年7月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

長野地方裁判所民事部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

令和8年（フ）第12号

福島県いわき市錦町作鞍69番地
破産者 蛭田 昌徳

- 1 決定年月日 令和8年7月9日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

福島地方裁判所いわき支部